

大津集落 滞在暮らしセンター 会則

(趣旨)

第1条 この会則は、大津集落 滞在暮らしセンター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、高知県 土佐清水市 大津795番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、高知市から150km、土佐清水市街地から20km離れた場所に位置し、人口が約51人、約39世帯、児童生徒はおらず、住民のほとんどが高齢者の独居世帯の『大津地区』において、住民有志による地域団体を設立し、主体的な地域の維持活動を行い、地区内の交流を深め、地区外の人たちとの交流による生きがいをづくりを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内の見回り、危険箇所の点検など、地域の維持活動の実施
- (2) 映画上映会など、地区内外の交流を目的としたイベントの開催
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 センターの会員は、『大津地区』に居住もしくは事業所を設置する者で、センターの目的を理解し、事業に参加する意思を表明した個人とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に申し出て、その承認を受けるものとする。

(会費)

第7条 会員が納める会費については徴収しない。

(退会)

第8条 会員は、会長に退会届（自由様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) センターと2年以上の連絡が取れなくなったとき。

(役員)

第9条 センターに、次の役員を置く。

- (1) センター長
- (2) 監査役

- 2 前項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 センター長は、センターを代表し、その事業を統括する。

- 2 監査役は、センターの事業及び運営の状況を監査する。

(総会)

第11条 センターの総会は、全会員を持って構成し、毎年4月に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について協議し、出席者の過半数以上の賛成により承認する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) その他、センターの運営に関する重要事項

- 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状の提出者を含む）がなければ、開会できない。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第13条 センター長は、毎事業年度終了後、4月の総会までに事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 センターの事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

以上、「大津集落 滞在暮らしセンター」に関して、この会則を作成する。

令和7年1月4日

大津集落 滞在暮らしセンター
センター長 平林 文子